

一般送配電事業者のシステム整備 スケジュールについて

令和3年8月31日

資源エネルギー庁

(参考) 電力データ活用の在り方検討会の議事の運営等

- 検討会では、参加者間で忌憚のない議論を行うため、以下のとおり運営することとしてはどうか。

- ✓ 検討会の内容（参加者の発言内容含む）は、検討会以外の目的に使用しない。
- ✓ 検討会の参加団体名は、公表する。
- ✓ 検討会の出席者名は、検討会参加者のみで共有する。
- ✓ 検討会の資料は、企業や個人の秘密を含むもの等をのぞき原則公表する。
- ✓ 議事概要については、参加者の確認を取った上で公表する。
- ✓ 上記の公表については、資源エネルギー庁のHPにおいて行う。

(参考) 電力データ活用の在り方検討会の趣旨

- 電力データの活用は、様々な社会課題の解決や新たな価値の創造に資するため、昨年、電気事業法を改正し、「認定電気使用者情報利用者等協会」（以下「認定協会」という。）を介して電気事業者からデータ利用者に電力データを提供する仕組みを創設。
- 電力データ活用したサービスを、安心して、広く国民の皆様にも享受いただけるようにするためには、多くの利用者にとって、使いやすい、参加しやすいプラットフォーム（仕組みやシステムなど）の構築が重要。
- また、こうしたプラットフォームは、規模の経済が働くため、データ利用者が増えれば増えるほど、フィージビリティが高まる。
- 一方、ニーズはデータ利用者毎に様々であり、プラットフォームに求められる機能も様々であると想定。多くの機能を求めれば、コストやスケジュールにも影響。
- そのため、「電力データの活用の在り方検討会」を設置し、認定協会の設立検討のための前提条件について、データ利用者候補の皆様と一緒に御議論させていただきたい。

本日御議論いただきたい点

- 一般送配電事業者のシステム整備スケジュールについて
- 上記のシステムが稼働するまでの暫定期間における対応案について
- 認定協会設立準備WG（仮称）の目的と進め方について
- 今後の電力データ活用の在り方検討会について

一般送配電事業者のシステム整備スケジュールについて

- 前回の検討会で御議論いただいたとおり、認定協会の電力データ提供に係るシステムについては、一般送配電事業者が整備中である災害等緊急時に自治体等へ電力データ提供を行うためのシステムと連携することで、効率的なシステム構築が可能と考えられる。
- 上記の一般送配電事業者の災害等緊急時の電力データ提供のためのシステムについては、早期のシステム導入に向けて検討を進めており、2023年上期に、大都市圏（東京、中部、関西）と他数社のエリアにおいて、24年上期には全エリアについて、電力データのリアルタイム提供以外（マスタ情報、月次・日次データ）を目指している。
- リアルタイム提供については、2025年4月での導入を目指して検討している。

※現在、システム詳細仕様を検討中であり、システム開発着手は、今年度のRFPを経た上で2022年初期から予定している。リアルタイム提供については、開発に相応の期間を要する見込み。

※電力データ提供時期については、一般送配電事業者のシステム開発状況および各社システム対応案件の集中等もあるため、変動がある可能性がある。

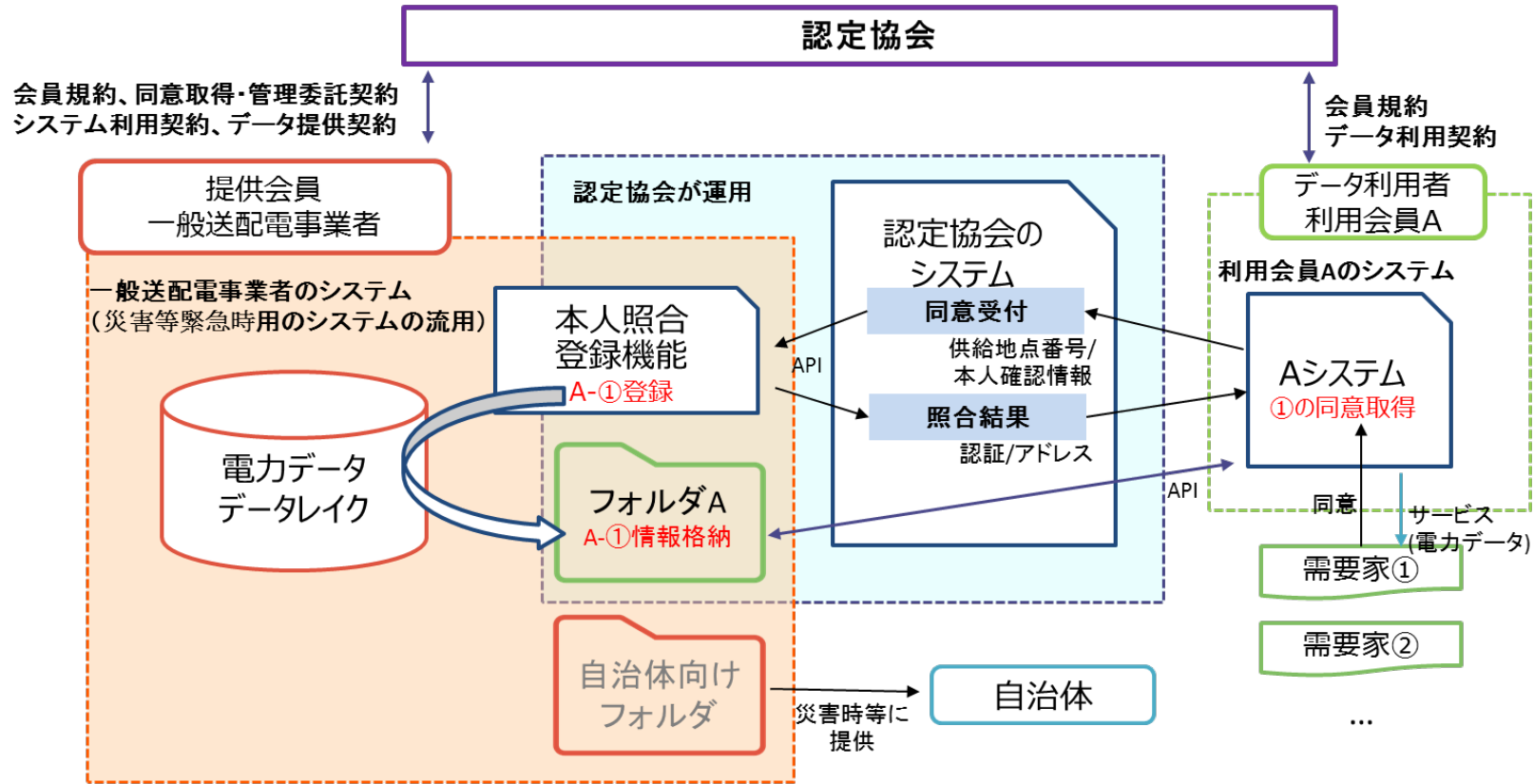
(参考) 一般送配電事業者と認定協会のシステム連携

第2回電力データ活用のあり方検討会
(2021年7月29日) 資料4より抜粋

- P5の役割にあるとおり、認定協会は、需要家から同意を得た電力データを一般送配電事業者から提供を受け、当該データを会員に提供する。
- これら一連の流れに対応する認定協会のシステムについては、前述の一般送配電事業者が整備する災害等緊急時のデータ提供のためのシステムを上手く活用したシステムを構築することで、その費用を低減することができると考えられる。
- そのため、例えば次頁のようなシステム構成とすることが考えられる。

(参考) システム構成の案 (資源エネルギー庁作成)

第2回電力データ活用のあり方検討会
(2021年7月29日) 資料4より抜粋



※システムの構成は、一例であり、当該図は検討中のもの

※認定協会は上記システムのほかに需要家への各種情報提供の仕組みも必要

1. 需要家①が利用会員Aにサービス申込み（認定協会への同意の手続き含む）を行う。
2. 利用会員Aと認定協会のシステム連携により利用会員Aから認定協会に本人情報を共有。
3. 認定協会は一般送配電事業者の災害等緊急時システムの一部（照合機能や登録機能、会員共有フォルダ）を借受け、申込内容の確認を行い、必要な情報を会員共有用のフォルダAに格納し、利用会員Aへ需要家①の電力データにアクセスするための認証キー等を提供。
4. 利用会員Aは、協会から提供を受けた認証キーを用いて、フォルダAから電力データを取得。

(参考) 一般送配電事業者から認定協会への データ提供に係る費用負担の考え方

第2回電力データ活用のあり方検討会
(2021年7月29日) 資料4より抜粋

- 送配電事業者からは、災害等緊急時の電力データ活用のためのシステム構築費用は、今後精査が必要なるも、約100億円との試算が報告された（5年間の維持費も含めた粗々の試算）。
- このシステムは、災害等緊急時のためのものではあるが、前述のとおり認定協会のデータ活用にも利用することが可能と考えられる。この場合、そのシステム利用に係る費用負担が必要であるが、電力データ活用を促進するためには、データ利用者の費用負担を抑制することが重要。
- このため、以下のような考え方によって、データ利用者の一般送配電事業者への負担については、1データ利用者当たりの負担を可能な限り抑制する方向性で、今後詳細を検討してはどうか。

➤ 本来の災害等緊急時の自治体へのデータ提供目的に加えて認定協会への共有のため追加で必要となる費用や、全体のデータ利用者数（例えば、災害等緊急時にデータを利用する全国1,800自治体と認定協会を通じてデータ活用する利用者）を勘案して算定を行う。

※潜在的なデータ利用者数について、全国1,800自治体に加え、認定協会を通じたデータ活用主体200者と仮定して、1データ活用主体当たりの負担を機械的に計算すれば、 $100\text{億円} \div 2000\text{主体} \div 5\text{年間} = 100\text{万円/年}$ となる。このうち、対象費用が認定協会への共有のための追加費用分に限れば、1者当たりの負担は更なる抑制が考えられる（年間数十万円）。ただし、この考え方や水準は、現時点でのものであり、今後の検討状況によって変更があり得る。

- なお、この費用は、あくまでデータ利用者が認定協会を経由して一般送配電事業者を支払う費用であり、これとは別に、認定協会の運営費やシステム構築費用が別途必要となる。このため、上記を前提に、協会が提供するサービス範囲等を検討の上、今後、更なる検討が必要。